

※1～9は自治体共通項目

No. 1	日本型CFCモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	（原文）	構成要素	チェックリスト項目の解説	ループリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み※	評価	評価理由概要
構成要素 1 子ども問題への参画の仕組みのチェック		構成要素 1 では、子どもの権利に関する恒久的な行政部局の調整・推進の仕組みについてチェックする。					
1	□ 行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表する権利を持つこと）の原則が反映されるしくみを有しているか？	①子どもの権利条項を行政活動に反映する仕組み	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表する権利を持つこと）がきちんと位置付けられているか、具体的には、子どもの部門計画の中で、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条（子どもが意見を表する権利を持つこと）を実行する事業が含まれているかなどが挙げられる。	◎ 展開する事業全般にわたり、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置付けられている。 ○ 展開する一部事業で、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置付けられている。 × 子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在しない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町子ども計画（R9年度） ・こどもにやさしいまちづくり会議（三芳町こどもの権利に関する条例） ・ユースミーティング ・三芳町男女共同参画プラン（男女共同参画情報誌「まなざし」で中高生アンケートを実施し、中高生の意見を掲載、反映。）	◎	町の最上位計画である総合計画にも子どもの意見聴取を反映する仕組みがあり、かつ他の計画においてもその仕組みができているため◎とした。
2	□ 保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	②保護者はじめ市民一般に対する啓発活動	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、具体的な、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動などが考えられる。	◎ ポスター作品や広報紙の配布等、子どもの意見を尊重する啓発事業が、庁舎や図書館等、域内の施設全般で展開されるなど、あらゆる市民が目に触れる機会を持つことができる状態にある。 ○ 子どもの意見を尊重する啓発事業が一部の施設で展開されているが、啓発事業が広く市民の目に触れる機会にない。 × 子どもの意見を尊重する啓発事業が積極的に展開されていない。	・子どもにやさしいまちづくり宣言 ・子どもの権利に関する条例の啓発（啓発品の作成・リーフレットの作成） ・ヒューマンフェスタ ・みよし男女共同参画プラン（児童版の配布） ・人権作文等募集事業	○	子どもの権利の普及・啓発に取り組んでいるが、担当課中心となっており、広く啓発が出来ているとはいいがたいため○とした。
3	□ 子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	③行政職員の研修	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修が含まれているかが問われている。例えば、子ども行政、教育行政、その他の分野に携わる者や、専門職を対象とした研修プログラムに子どもの権利に関する内容が盛り込まれているかなどが挙げられる。	◎ 子どもの権利（特に子どもの意見の尊重）が全職員を対象とした職員研修に組み込まれている。 ○ 子どもの権利（特に子どもの意見の尊重）が福祉・教育・その他の分野における一部の職員を対象にした研修に組み込まれている。 × 子どもの権利（特に子どもの意見の尊重）が職員研修に組み込まれていない。	・職員全体研修（「こども基本法下における自治体の役割」をテーマに研修） ・新採用職員研修で講義とGWを実施。	◎	全職員を対象に、こどもにやさしいまちづくりに向けた研修が来ているため◎とした。
4	□ 行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	④子どもが相談できる仕組み	子どもに関わる行政施策において、子ども自身が学校生活（いじめ、非行、不登校、進路等）や日常生活（虐待、引きこもり、ネットトラブル）について、相談できる仕組みの有無を問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組みがある。	◎ 子ども自身が学校生活（いじめ、非行、不登校、進路等）や日常生活（虐待、引きこもり、ネットトラブル）の全般にわたり、相談できる仕組みがある。 ○ 子ども自身が学校生活や日常生活の一部について、相談できる仕組みがある。 × 子ども自身が学校生活や日常生活について、相談できる仕組みがない。	・全小中学校に校内教育支援室を設置 ・SSW・SCの常設 ・GIGA端末による「心の健康観察」の実施 ・県と連携したメタバース不登校支援 ・教育相談室・教育支援室「らるご」	◎	令和7年度より校内教育支援室を設置するなど、学校に通いにくい子どもたちの支援に力を入れて取り組んでいるところから◎とした。
5	□ 特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	⑤特定の属性の子どもの意見を映する仕組み	すべての子ども権利を守るためには、障がい、虐待、少年司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力が求められる。具体的な意見反映の取組みとしては、子ども発達支援センターや子ども家庭支援センター等が支援の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じて子どもたちの意見の聴取や参画などが考えられる。	◎ 発達相談センター等において、貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもや、その保護者の意見を聴取する仕組みがある。 ○ 特定の属性を持つ子どもの意見を聴取する仕組みは無いが、その保護者の意見を聴取する仕組みはある。 × 特定の属性を持つ子ども、保護者の意見を聴取する仕組みが存在しない。	・発育・発達相談 ・特別支援教育就学奨励事業 ・就学援助制度 ・ひとり親家庭等への支援 ・就学支援・相談 ・障がいの福祉サービス利用相談 ・保護司 ・みどり学園管理運営事業 ・女性相談 ・芸術文化によるウェルビーイング事業（特別支援学級向け、町内障がい者及び障がい者施設向け） ※令和7年度は書のワークショップを実施	◎	ひとり親家庭への支援や特別な支援や配慮を有する子どもへの就学等の相談窓口は設けています。また、就学前の児童については、町立みどり学園や保健師等の発育発達相談において、支援体制を整備しています。これらの取組みから、◎としました。
6	□ 赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	⑥乳幼児の視点を考慮する体制	行政活動を実施する際に、乳幼児の視点を考慮した体制づくりが行われているかが問われている。実際には、行政の体制として、その保護者が子どもにやさしいまちづくりに参画できたり、安心して行政サービスを受けられる子育て支援体制を整えているかが求められている。	◎ 保護者の視点だけでなく、保護者を通して乳幼児の視点も考慮された子育て支援体制が整っている。 ○ 保護者の視点を考慮した子育て支援体制は構築できているが、保護者を通した乳幼児の視点までは考慮されていない。 × 一方通行的な子育て支援体制となっており、保護者や乳幼児の視点が考慮されていない。	・乳児家庭訪問事業 ・母子訪問指導 ・乳幼児健康検査 ・育児相談 ・こども誰でも通園制度 ・産後ケア事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問事業 ・育児支援・家事援助サービス利用費補助事業 ・乳幼児予防接種事業 ・電子母子手帳	○	乳幼児の保護者を対象にした多くの事業を展開しており、電子母子手帳やホームページなどで子育て情報の発信、事業や妊娠届出の予約を実施している。保護者の視点を考慮した子育て支援体制は構築できているが、乳幼児の視点まで考慮されていないため○とした。
7	□ 子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	⑦関連行政手続きに子どもの意見を聴く仕組み	子どもに関わる行政上の手続きにおいて、子どもが意見を聴いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば、公共施設等の運用ルールや、子どもに提供されるものを決めるときに、子どもが参画する機会が確保されていること等が挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	◎ 行政上の手続きにおいて、子どもが参画する（意見を聴いてもらう）機会の確保が認められており、子どもの意見が実際に反映されている。 ○ 子どもに関わる行政上の手続きにおいて、子どもが参画する（意見を聴いてもらう）機会の確保が認められているが、子どもの意見は反映されていない。 × 子どもに関わる行政上の手続きにおいて、子どもが参画する（意見を聴いてもらう）機会の確保については、その仕組みを検討している。	・学校図書の購入リクエスト ・学校再編計画に係る子どもの意見聴取 ・校則の見直し ・ハッピースクールプロジェクト ・レシビや給食メニューへの子どもの意見聴取と参加（学校給食センター） ・公園の利用ルール・新規遊具選定等における意見聴取（都市計画課） ・藤久保地域拠点施設の広場の名称に子どもの意見を反映 ・子どもセンター屋内遊具の選定に藤久保小学校5年生によるWVSを行い、屋外遊具や広場の設えを決定した。 ・特別教室のサインモチーフをこどものアンケートで決定	◎	学校の再編や公園の遊具選定など、様々な分野での行政上の手続き等でこども子どもの意見が反映できているため◎とした。

No. 2	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	（原文）	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素2 条例・規則等制定のチェック		構成要素2では、市区町村における条例等規則等ルールの策定状況をチェックする。					
1	□国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	①国レベルの法律の地方自治体の対応	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているかなどが問われている。	◎ 子ども・子育て支援事業計画、子供の貧困対策に関する計画等、子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しており、かつ、子どもに関連する努力義務の計画も策定・運用している。 ○ 子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しているが、努力義務の計画については策定していない。 × 子どもに関連する法定計画について、一部策定できていない。	・三芳町こども計画（R9年度） ・子どもの貧困対策に関する計画 ・子ども・子育て支援事業計画	○	「子どもの貧困対策に関する計画」「子ども・子育て支援事業計画」は策定している。「三芳町こども計画」は令和8年度中に策定し、令和9年度に運用のため○とした。
2	□地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？	②条例等ルールの検証作業	市区町村において制定されている子どもに関する条例等について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、住民アンケートの実施などが想定される。	◎ 子どもの人権を尊重する条例等があり、学識者からの意見聴取や市民アンケートなどを通じて検証や評価を行っている。 ○ 子どもの人権を尊重する条例等があるものの、検証や評価作業は行っていない。 × 子どもの人権を尊重する条例等は制定していない。	・子どもの権利に関する条例制定	◎	令和6年12月に子どもの意見を反映し、三芳町子どもの権利に関する条例を制定した。年に1回、町内の小学5年生～中学3年生までを対象に、こどもにやさしいまちづくりに関するアンケートを行い、条例に関しての検証を行っている。
3	□子どもに関する条例や計画等の見直しにあたっては第三者が加入したか？ また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？	③検証作業への第三者や子どもの参画	子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象（児童養護施設、NPO 等の学習支援団体）については、運営者へのヒアリングを行うなどの第三者の参画が考えられる。	◎ 子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や学識者等が参画する仕組みがある。 ○ 子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、市民や学識者等が参画する仕組みがあるものの、子どもは含まれていない。 × 子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や第三者等が参画する仕組みがない。	・第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度） ・三芳町こどもの権利に関する条例	○	町の最上位計画である総合計画やこども計画の見直しに学識者等の参画があるが、子どもが参画する仕組みが十分でないため○とした。
4	□とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	④子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な反映状況	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第○章 子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があることなどが挙げられる	◎ 子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が盛り込まれているか、もしくはは相当する項目が記載されている。 ○ 子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が一部記載されている。 × 子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則に関する記載はない。	・子どもの権利に関する条例制定	◎	子どもの権利に関する条例にて、4つの一般原則が明記されているため◎とした。
5	□困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	⑤権利侵害に対する救済確保のための手続き	子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれているかが問われている。例えば、子どもの権利に関する条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているかなどがある。	◎ 子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれている。 ○ 子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが一部盛り込まれている。 × 子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための仕組みは盛り込まれていない。	・子どもの権利に関する条例制定 ・権利侵害に対する救済制度の検討	◎	子どもの権利に関する条例の第14条に権利侵害に対する救済のための条文が明記されているため◎とした。

No. 3	日本型CFC[モデルチェックリスト (原文)]	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ループリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック		構成要素3では、市区町村が子どもに関する構想、基本計画（マスタープラン）			や推進計画の策定状況及びその内容についてチェックする。		
1	□ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	①戦略計画策定状況	市区町村において策定している子どもに関連する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子どもの部門計画の中で、子どもの社会参画（子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み）や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが挙げられる。	◎ 策定している子どもに関連する計画の中に、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 ○ 策定している子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素の一部が盛り込まれている。 × 策定している子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素は含まれていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	○	こども計画は策定中であるが、その上位計画である第6次総合計画において、子どもの権利擁護や社会参画などの子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれているため○とした。
2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	②戦略計画策定へ	上記計画作成に際して、子ども・若者、NGO、関連団体、子ども・子育て支援の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子ども・子育て支援の利害関係者が参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められる。	◎子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども・若者、NGO、関連団体等の利害関係者が参画しており、幅広い協議が行われている。 ○子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども等の利害関係者や子ども当事者の参画が含まれていない。	・子ども・子育て審議会 ・子どもまちづくり会議	◎	こども計画の立案に係る、子ども子育て審議会には、子ども・子育てに関する事業に従事する者や、事業主の代表者などが参加している。計画策定に子ども若者もワークショップを通じ参画しているため◎とした。
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	③戦略計画の内容（子どもの権利条約の踏襲）	上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、子どもの権利条約の4つの一般原則が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、一般原則が理念的に盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、一般原則の一部が盛り込まれている。 ×策定している子どもに関連する計画の中に、一般原則は盛り込まれていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	◎	策定中の「三芳町こども計画」には、4つの一般原則を理念的に盛り込んでいく予定である。また、第6次総合計画では施策の中に「子どもの権利の尊重、こどもまんなか社会の実現」を掲げ、こどもの権利が施策に反映されているため、◎とした。
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	④戦略計画の対象（すべての子どもが対象）	上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に網羅的に注意を払いつつ、施策や事業を実施している。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、子どもを取り巻く特別な状況の一部に注意を払いつつ、施策や事業を実施している。 ×策定している子どもに関連する計画において、子どもを取り巻く特別な状況への注意が払われていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	○	策定中の「三芳町こども計画」において、貧困、虐待、障がい、外国籍、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもたちを含む、全ての子どもを対象とした施策が網羅的に盛り込まれる予定であるため。
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は首長や地方議会によって推進されているか？	⑤戦略計画の策定過程（首長、議会による推進）	上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けられ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗状況は議会に報告しているかなどが挙げられる。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされ、計画の策定、進捗状況は首長や議会に報告している。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされているものの、計画の策定は首長や議会へ報告はしていない。 ×子どもに関連する計画の策定過程において、子ども部局のみによって庁議、推進が行われている。	・総合計画策定委員会 ・こども政策推進本部	◎	第6次総合計画では、総合計画策定委員会にて全庁的に検討しているほか、こども計画に関してもこども政策推進本部にて全庁的に検討でき、子ども子育て審議会や議会への報告・協議を通じて、組織的かつ計画的に推進されているため◎とした。
6	□ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	⑥戦略計画の位置づけ（基本構想・基本計画への位置付け）	総合計画や基本構想は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。	◎総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、下位計画である個別計画（子どもに関連する計画）と整合性が図られている。 ○総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、下位計画である個別計画（子どもに関連する計画）と整合性が図られているが限定的である。 ×総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれておらず、今後、下位計画である個別計画（子どもに関連する計画）と整合性が図られていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	◎	第6次総合計画において、子どもの権利保障に関する要素が含まれており、下位計画である「三芳町こども計画」との整合性が図られているため◎とした。
7	□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	⑦戦略策定の構成（優先課題と目標達成期限を記載）	上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれているかが問われている。	◎子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれている。 ○子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策は含まれているものの、数値目標は設定していない。 ×子どもに関連する計画の中で、施策は打ち出しているものの、課題分析や数値目標の設定は行われていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	◎	策定中の「三芳町こども計画」において、現状分析に基づいた重要課題の整理、各施策に対する具体的な事業展開及び成果を測るための数値目標が設定されているため◎とした。
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	⑧戦略計画の構成（目標設定、見直し等の規定）	上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクルなどの評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。	◎子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれており、十分に機能している。 ○子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが一部盛り込まれている。 ×子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれていない。	・三芳町第6次総合計画 ・三芳町こども計画（R9年度）	◎	「第6次総合計画」及び、策定中の「三芳町こども計画」において、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれており、十分に機能しているため◎とした。
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？	⑨戦略計画の周知	上記計画の策定過程および戦略は、子どもたちとその家族、およびコミュニティ、子ども・子育て支援に関わるすべての人々に対して周知活動を行っているかが問われている。具体的には、策定過程でのパブリック・コメントや審議の傍聴などがある。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、パブリック・コメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は子どもも含め、幅広く住民に積極的な周知活動を行っている。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、パブリック・コメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は周知活動を行っているものの、子どもたち自身にまでは及んでいない。 ×子どもに関連する計画の策定過程において、パブリック・コメントや審議の傍聴機会を設けているものの、計画策定後の周知活動は行っていない。	・パブリック・コメント ・審議会等公開制度 ・子ども向けパブリック・コメント用の様式作成	○	計画の策定過程において、パブリックコメントの受付窓口を複数設けており、計画の策定後は子どもを含め、幅広く住民に積極的な周知活動をしている。今後、こども計画では子ども向けパブリックコメントを実施する予定があるが、現時点では行われていないため○とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 4	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素4 推進体制のチェック		構成要素4では、子ども施策推進部署の実施体制の実効性についてチェックする。					
1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	①推進体制（調整機能の有無）	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署が明確にされている。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップについて、一部を担当する部署がある。 ×子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署はない。	・ こども政策推進本部	○	全庁的な体制として、子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略を考える機能として「こども政策推進本部」が設置されているが、具体的な事業の企画、実施に関しての専門部署はないため○とした。
2	□ その部局は首長直轄の権限行使が可能か？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	②推進体制（首長直轄）	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使が可能である。 ×子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使はできない。	・ 総合教育会議 ・ こども政策推進本部	◎	「こども政策推進本部」は、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする体制であり、首長直轄の権限行使及び迅速な意思決定が可能な構造となっているため◎とした。
3	□ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	③推進体制（子どもたちとの直接の意見交換の場）	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場や子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保証されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場を設け、子どもたちの意見を町政に取り入れているかなどが挙げられる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、パブリック・コメントだけでなく、子どもと直接意見交換する機会を設け、施策に反映している。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子どもと直接意見交換する機会を設けているが、施策に反映できていない。 ×子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子どもの意見を直接聴取する機会は設けておらず、施策への反映も行っていない。	・ 子どもまちづくり会議	◎	「子どもまちづくり会議」では子どもの意見交換を行う場を設けており、令和7年度の意見聴取を得て施策に反映した事例（児童館の開館延長）があるため◎とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 5	日本型CFCモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素5 影響評価（子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特定と評価）		構成要素5では、市区町村の施策実行に係るマネジメントプロセスの状況をチェックする。					
1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	① 条例等立案時・計画策定時・実施過程の影響を考慮する手続き	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等の立案時や計画策定時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち（障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども）を含む子ども全般に及ぼす影響が考慮されるための手続があるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する過程において、ニーズ量調査を行うなど子どもに及ぼす影響（メリット・デメリット）を調査・予測・評価する手続きがあるか等が挙げられる。	◎ 町政の運営や新政策、施策立案・計画策定等にあたって、子どもを誰一人取り残さないよう、あらゆる状況の子どもへの影響を調査・予測・評価をしている。 ○ 町政の運営や新政策、施策立案にあたって、一部の子どもを対象に影響を調査・予測・評価をしている。 × 町政の運営や新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響を調査・予測・評価をしていない。	・ 三芳町こども計画策定のアンケート調査・ワークショップ ・ 三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例に関するアンケート・意見聴取会	○	計画策定時や新たな施策に際しては、小中学生や未就学児等の子どもにアンケート調査を行い作成をしている。施策や計画や条例の改正により子どもに及ぼす影響を考慮している。町の第6次総合計画においては、施策指標としても数値目標を掲げ評価をしている。
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	② 評価実施のタイミング（意思決定及ぼす早い段階）	条例、規則の制定、政策、施策等の立案、計画策定等の早い段階で、当該政策などが子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	◎ 新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価が行われており、その政策等に網羅的に反映されている。 ○ 新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価を行っているが、一部政策等に反映できていない。 × 新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価を行っていない。	・ 三芳町小中学校再編計画	○	学校再編の当事者である子ども達への影響について評価を行っているが、他の計画での実施ができていないため○とした。
3	□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへ影響について、定期的に評価されているか？	③ 評価の頻度（定期的な評価）	計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策、事業の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	◎ 子ども施策、事業を実施するにあたり、中間評価や事後評価を設けており、評価に対する実施体制を設けた上でPDCAサイクルを適切に回している。 × 子ども施策、事業を実施するにあたり、定期的な評価が行われていない。	・ 三芳町第6次総合計画 ・ 三芳町こども計画（R9年度） ・ 子ども・子育て支援事業計画	◎	「第6次総合計画」及び、策定中の「三芳町こども計画」において、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれており、十分機能しているため◎とした。
4	□ 条例や計画等の事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	④ 評価の対象（すべての子ども）	計画における具体的施策、事業の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策、事業の対象として考慮されているかが問われている。	◎ 子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象として定めており、PDCAサイクルにも反映されている。 ○ 子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象として定めているものの、PDCAサイクルには反映されていない。 × 子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象としておらず、PDCAサイクルにも反映されていない。	・ 三芳町第6次総合計画 ・ 三芳町こども計画（R9年度） ・ 子どもの貧困対策に関する計画 ・ 町の事業に対する行政評価制度	◎	計画等に基づく事業について、三芳町行政評価制度において、全事業を対象に事業・施策の事後評価を行っており、特に子ども施策・事業については、実施目的を振り返りながら、配慮すべき子どもに対する見直しを行っているため◎とした。
5	□ 新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時のプロセスに子どもたちが参加しているか？	⑤ 評価の実施体制（子どもの参画）	条例、規則の制定、政策、施策の立案時や計画策定時のプロセス等に、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。	◎ 子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、あらゆる状況の子どもがそのプロセスに参加している。 ○ 子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、一部の子どもがそのプロセスに参加している。 × 子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定に子どもは参加していない。	・ 三芳町第6次総合計画 ・ 三芳町こども計画（R9年度） ・ 三芳町児童館の管理運営に関する条例	○	「第6次総合計画」策定時には、町内の小学校5年生から中学3年生全員を対象にアンケート調査を行っているが、全ての子どもが参加できていない為○とした。 教育施策のアンケートの際には、多様な子どもが意見表明できるよう翻訳機能や介助者のサポートをする環境を整えている。
6	□ 新しい条例等の立案時や計画策定時への参画に加え、事前・事後の子ども影響評価に対する外部評価は設けられているか？	⑥ 評価の実施体制（外部評価）	市区町村においては、庁内内部での子どもに係る政策、施策、事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	◎ 自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、子どもに関する政策、施策、事業の事前評価、事後評価を行っている。 ○ 自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、子どもに関する政策、施策、事業の事後評価のみ行っている。 × 子どもに関する政策、施策、事業の評価にあたり、外部委員を交えた委員会等は開催していない。	・ 事務事業評価外部評価委員会 ・ 子ども・子育て審議会	◎	行政評価において、外部の有識者並びに公募町民から構成する外部評価委員会を開催している。令和7年度においても、こども施策において、外部評価委員会での審議を行っているため◎とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 6	日本型CFCIモデルチェックリスト (原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当と思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素6 予算配分のチェック		構成要素6では、市区町村において、子ども施策に関する予算についてわかりやすく伝えているかチェックする。					
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができているか？	①資源配分の公正性評価ができる	市区町村においては、子どもに関係する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	◎自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがある。 ○自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがないものの、評価をすることはできる。 ×自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがない。	・予算編成 ・決算書調整	◎	予算決算に関しては議会において特別委員会が設置され、担当課ごとに予算が審議され、その上で委員会意見がまとめられ議会上程され議決（承認）を得ているため◎とした。
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の対象とされているか？	②自治体予算の個別支出項目が分析できる	子どもに関する施策を所管する課だけでなく、他の部局も含めて、子どもたちのために使われている予算を明らかにする 仕組みの有無が問われている。	◎自治体の予算や支出のうち、子どもに対する割合を明らかにできるよう、十分な分析が行われている。 ○自治体の予算や支出のうち、子どもに対する割合を明らかにできるよう、十分な分析をする仕組みについて検討が始められている。 ×自治体の予算や支出のうち、子どもに対する割合を明らかにできるよう、十分な分析をする仕組みはない。	・財政状況の公表 ・子どもにわかりやすい財政状況の公表	×	歳出予算のうち、子どもに対する割合を明確にするための十分な分析をする仕組みがないため×とした。
3	□ 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ 予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされているか？	③策定プロセスの透明化と使途の説明	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているかなどが挙げられる。	◎自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を子ども向けの媒体や教育現場で、子ども向けに説明している。 ○自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を、子ども向けに特化した内容ではないが、説明している。 ×自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を説明していない。	・財政状況の公表 ・子どもにわかりやすい財政状況の公表	○	「（仮称）わかりやすい予算書」の制作を財政担当で検討が始められているため、○とした。
4	□ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	④子ども向け予算の作成	市区町村においては、子どもに関係する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	◎自治体の予算のうちの子どものに関する事業のみを抜粋（もしくは、子どもに関する予算の割合を明記）し、子ども向けに分かりやすく表現した予算書を作成し、周知している。 ○子ども向けに分かりやすく表現しているわけではないが、自治体の予算のうちの子どものに関する事業のみを抜粋（もしくは、子どもに関する予算の割合を明記）し、子どもに関する予算は周知している。 ×子ども向けの予算の周知はしていない。	・財政状況の公表 ・子どもにわかりやすい財政状況の公表	×	子ども向けの予算の周知ができていないため、×とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 7	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素7 モニタリングのチェック		構成要素7では、市区町村が子ども施策に対する現状を把握し、次の計画に反映しているかチェックする。					
1	□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的 その他の情報が収集されているか？	①統計情報の収集	市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められると考えられる。	◎子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が網羅的かつ継続的に収集されている。 ○子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が収集されているが、一時的な収集であり継続的なものとはなっていない。 ×子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が、収集されていない。	・住民意識調査時の小中学生のアンケート ・子どもの権利に関する条例に基づくアンケート	◎	子どもの権利に関する条例に基づく施策と子どもの権利保障に対する認識等のアンケートを実施。また、全国学力調査やGIGAスクール構想実現に向けた進捗状況等に関する調査など情報収集しているため◎とした。
2	□ 「自治体子ども報告書」が存在するか？	②「自治体子ども報告書」の有無	市町村においては、子どもにやさしいまちづくりの進捗度を把握する報告書の存在が問われている。	◎子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書が、子どもにもわかりやすく作成されている。 ○子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書が作成されている。 ×子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書が作成されていない。	・子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書	×	子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書がないため×とした。
3	□ 子ども報告書が存在するとすれば―― - 出生時から18 歳までの子どもに関する 統計データが収集・公表されているか？ -特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ -子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ 主要な政策立案者子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺（欠けている所）が明らかにされているか？ -子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	③「自治体子ども報告書」の活用状況	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。	◎子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれ、普及・活用されている。 ○子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策の一部が盛り込まれているが、十分に普及・活用されていない。 ×子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれておらず、普及・活用もされていない。	・子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書の活用	×	子どもにやさしいまちづくり事業の推進に関する報告書が作成されていないため、×とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 8	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当と思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素8 子どもの人権の広報活動のチェック		構成要素8では、市区町村の子どもの人権に関する認識の定着に向けた戦略的な取組についてチェックする。					
1	□ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？	①知識と尊重を確保するための戦略策定	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針等の個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ住民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く住民にも普及されているか等が挙げられる。	◎総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられ、住民への普及活動が行われている。 ○総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられているが、住民への普及活動は行われていない。 ×総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられていない。	・三芳町第6次総合計画	◎	「第6次総合計画」の施策において、子どもの権利の尊重とこどもまんなか社会の実現が位置付けられており、住民への普及啓発ができているため◎とした。
2	□ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？ 子どもに関する部局以外も「こども主体目線」についての理解が深まっているか？	②管理職を含む主要な職員の研修と他部署の理解	市区町村の首長や、管理職を含む主要な職員が、子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われている。また、子どもに関する部局だけでなく、全庁的に子どもにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、が求められていると考えられる。	◎管理職を含む主要な職員は、子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けており、子どもの人権に対する理解が、自治体職員全体に浸透している。 ○管理職を含む主要な職員は、子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているが、子どもの人権に対する理解が、子どもに関する部局や特定の職員に限られている。 ×管理職を含む主要な職員は、子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けておらず、子どもの人権に対する理解が、職員の中にほとんど浸透していない。	・子どもの権利に関する職員研修（全体・新規採用）	○	全職員及び新規採用者に対して子どもの権利に関する研修を実施しているが、子どもに関わる部署以外での理解を広げる余地があるため○とした。
3	□ 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？	③学校のカリキュラム	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれているかが問われている。	◎学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれている。 ○学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が一部組み込まれている。 ×学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれていない。	・人権作文 ・各学校の授業における人権教育	◎	恒常的に人権作文募集事業を通じ、小学校1年生以外全児童が人権について考える機会を創設している。また、不定期に人権教育啓発推進事業において、子どもの権利条約の講演会を実施するなどしているため◎とした。
4	□ 子どもとともに／子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？	④初任時・現職者研修	公立の小中学校の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	◎公立の小中学校の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともにまた、子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っている。 ○公立の小中学校の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともにまた、子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を一部行っている。 ×公立の小中学校の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともにまた、子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っていない。	・子どもの権利に関する職員研修（全体・新規採用）	○	教職員に関しても県の人権研修や、二市一町内での研修などで子どもの権利について学んだり、校長会を通じて子ども権利の理解を広げ、校則の見直しに子供の意見を反映するなどしている。民間保育所への普及に関して、推進できる余地があるため○とした。
5	□ おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？	⑤認知度の定期的	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	◎子どもの権利に関する意識調査や人権に関する住民意識調査等を通じて、子どもの権利や当町の取組みに関する認知度を把握している。 ○子どもの権利に関する意識調査や人権に関する住民意識調査等を通じて、子どもの権利や当町の取組みに関する認知度を把握することを検討している。 ×子どもの権利や当町の取組みに関する認知度を把握していない。	・住民意識調査（総合計画策定時） ・子どもまちづくりアンケート（総合計画策定時） ・子どもの権利に関するアンケート	○	子どもの権利に関する意識調査や住民意識調査を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握することを検討している為、○とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 9	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素9 独立支援組織設置のチェック		構成要素9では、市区町村が、子どもの権利を実現する子どもの活動団体の設置を支援しているかをチェックする。					
1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	①パートナーシップの発展	子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等（保育・託児所 支援、障がい児支援、教育支援）等や当該市区町村の企業との連携体制を構築、発展させてきたかが問われている。子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできるか、企業との包括連携協定を締結しているかなどが挙げられる。	◎子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップを構築しており、継続的な連携体制ができている。 ○子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップは構築できていないものの、. 検討を始めている。 ×子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップは構築できていない。	・三芳町公募補助金制度 ・多文化共生社会参加支援事業 ・子どもフェスティバル ・放課後子ども教室推進事業 ・ロッセと学校養護部会による事業展開に関する会議の実施 ・歯科医師会と（株）ロッセとの協働による福祉まつりでの歯科口腔指導 ・町内小学校、全ての就学児健診における歯科口腔の健康に関するリーフレットの配布（（株）ロッセの協力得て実施）	◎	三芳町公募補助金制度によるNPO法人への支援、多文化共生社会参加事業におけるNPO街の広場や子どもフェスティバルにおける企業等との継続的な連携や企業との連携協定による事業を実施できている為◎とした。
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	② NPO、企業等との関係	市区町村は、企業や法人、NPO等に対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、企業等が活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画などが挙げられる。	◎行政は、NPO 等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会を提供している。 ○行政は、NPO 等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供を検討し始めている。 ×行政は、NPO 等から寄せられた意見を尊重せず、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供をしていない。	・三芳町公募補助金制度 ・多文化共生社会参加支援事業 ・子どもフェスティバル ・放課後子ども教室推進事業	◎	多文化共生社会参加事業等では各種団体等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援に関する協議の場を行政の意思決定ができる時期に実施できしており、三芳町公募補助金制度においても使いやすい制度への改定を行う等できている為、◎とした。
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	③子ども・若者主導のNPO等が奨励支援	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちが決めた意見を活動に反映させている」団体等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	◎子ども・若者主導の団体活動等に対して、具体的な支援等を行っている。 ○子ども・若者主導の団体活動等に対して、具体的な支援について、検討を始めている。 ×子ども・若者主導の団体活動等との関連性が低い。	・子どもの意見反映補助金 ・青少年相談員 ・ジュニアボランティアリーダー ・子ども会育成会 ・プレゼンテーション大会	◎	子どもが主体となって取組む自主的かつ自発的なまちづくり活動への補助金（子どもの意見反映補助金）による防災キャンプの実施や様々な子ども若者への活動への支援が出来ているため◎とした。
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関—子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーを設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	④自律的な人権機関の設置	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	◎子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関を設置している。 ○子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置を働きかけている。 ×子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置は行っていない。	・人権擁護委員 ・権利侵害に対する救済制度の検討	×	子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置を行っていないため×とした。

※1～9は自治体共通項目

No. 10	日本型CFCIモデルチェックリスト	ステップ1		ステップ2	ステップ3		
	(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価（行動事例）	該当すると思われる事業・取組み	評価	評価理由
構成要素10 地球市民意識の醸成とSDGsへの貢献		構成要素10では、地球市民意識の醸成を図る取り組みとなっているか。また、SDGsへの貢献につながるかをチェックする。					
1	□職員が、子どもの権利を理解し、子どもの目線に立った施策づくりを行っているか。	①子どもの目線に立った施策づくり	自治体の所管区域で行われるあらゆるまちづくりにおいて、子どもの目線に立った施策づくりが行われているか。	◎子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもの目線に立った施策づくりができています。 ○子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもの目線に立った施策づくりを検討している。 ×子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもの目線に立った施策づくりができていない。	・世界一のいもほりまつり、観光バスツアーなどイベントを通じた意見聴取 ・青少年健全育成事業、放課後子ども教室推進事業にて意見を反映した事業づくりの実施。	○	イベントや既存の事業を通じた子どもの意見聴取やその意見を反映した施策を実施しているが、一部の実践に限られるため○とした。
2	□職員が、行政として子どもにわかりやすい情報発信や説明等をおこなっているか。	②子どもに必要な情報を伝える	子どもが知りたいと思ったときに必要な情報にアクセスできるか。また、子どもに対して説明等が、わかりやすい表現で伝えられているか。	◎必要な情報を子どもが入手でき、子どもにわかりやすい表現での情報発信や説明がされているか。 ○必要な情報を子どもが入手することができ、子どもにわかりやすい表現での情報発信や説明を検討している。 ×必要な情報を子どもが入手することができず、子どもにわかりやすい表現での情報発信や説明は検討していない。	・HPでのやさしい日本語表記 ・パブリック・コメントにおける子ども版（子どもに関するもの） ・町内小中学校に対する租税教室（税務課） ・男女共同参画プランの児童版（総務課） ・給食だよりを通じた食文化の発信（学校給食センター） ・給食だよりを通じた地産地消の発信（学校給食センター） ・図書館「こどもページ」の運用（図書館） ・ブックリストを作成（図書館） ・子ども版解説シートの作成（文化財保護課）R7-R8 ・環境学習教材にリチウムイオン電池の火災のリスクをわかりやすい教材で提供 ・入学児童への安全安心マップの配布 ・端末を利用した翻訳機能、日本語指導ボランティア等による情報提供 ・認知症の普及啓発（オレサボが町内中学校にて授業）	◎	各課の発信する情報を子どもに分かりやすく展開しているため◎とした。
3	□子どもが自分の権利を知り、他者の権利を理解する（他者を尊重する）取り組みを行っているか。	③自己肯定と他者への尊重	子どもが自分の権利を知り、自分を大切にすることができ、他者の権利にも気持ちを向けることができるか。	◎子どもが自己肯定感・自己有用感を高める機会や、他者への理解（他者を尊重する）につながる機会を設けている。 ○子どもが自己肯定感・自己有用感を高める機会や、他者への理解（他者を尊重する）につながる機会を検討している。 ×子どもが自己肯定感・自己有用感を高める機会や、他者への理解（他者を尊重する）につながる機会にはならない。	・教育相談 ・教育支援室（校内・校外）等の環境整備を通じ特性や違いを理解 ・人権教育 ・人権作文 ・子どもの権利の啓発	◎	人権教育や子どもの権利の啓発などを通じ、自己肯定と他者理解につながる機会を設けているので◎とした。
4	□世界での課題を認識し、問題解決に向けて関心をもつような取り組みを行っているか。	④地球市民意識の醸成	子どもが世界での課題を知り、自分事として考える機会や取り組みの場を設けているか。	◎子どもが世界での課題を知り、自分事として考える機会や取り組み場を設けている。 ○子どもが世界での課題を知り、自分事として考える機会や取り組み場を今後設ける予定がある。 ×子どもが世界での課題を知り、自分事として考える機会や取り組み場を設ける予定はない。	・オーストラリア親善大使派遣事業 ・河東郡訪問団受入事業 ・マレーシア訪問団受入事業 ・オランダ親善大使オンライン交流会 ・未来探求プレゼンテーション大会 ・世界農業遺産農業塾 ・体験落ち葉掃き ・環境学習の実施 ・環境授業（ユースミーティングでの授業） ・世界農業遺産学校農業塾 ・広島平和記念式典派遣事業 ・まちづくり合同報告会 ・図書紹介のブースを活用した環境やSDGSの情報発信	◎	様々な事業を通じ、子どもが世界での課題を知り、自分事として考える機会や取り組み、まちづくり合同報告会で発表することで互いの学びを共有し深めることが出来ているので◎とした。
5	□子どもが多文化に対する理解を深める取り組みを行っているか。	⑤多文化共生の取組	子どもが多文化共生を知る機会や、その対応に対して理解を深めることができるか。	◎子どもが多文化共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けており、理解が深まっている。 ○子どもが多文化共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けているが、地域での活動は理解が深まっていない。 ×子どもが多文化共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けていない。	・多文化共生社会参加支援事業 ・MIYOSHIグローバル給食 ・マレーシア大使館とのオンライン交流	○	様々な事業を通じ、子どもが多文化共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会を設けているので○とした。
6	□子どもが共生社会に対する理解を深める取り組みを行っているか。	⑥共生社会の取組	子どもが共生社会を知る機会や、その対応に対して理解を深めることができるか。	◎子どもが共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けており、理解が深まっている。 ○子どもが共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けているが、地域での活動は理解が深まっていない。 ×子どもが共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けていない。	・シンボルアートの作成 ・手話の振り付けの付いたオリジナルソングを各学校に教えた ・デフリンピック選手の学校訪問 ・デフスポーツ体験 ・デフリンピック観戦ツアー ・共生社会特集（広報誌）	◎	デフリンピックや様々な事業を通じ、子どもが共生を知る機会や、その対応に対して理解を深める機会（広報・教育）を設けているため◎とした。